第６回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

事業報告

■新株予約権等に関する事項

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

■連結持分変動計算書

■連結注記表

計算書類

■株主資本等変動計算書

■個別注記表

アルヒ株式会社

当社は、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ホームページ（ https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders ）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

事業報告

1．新株予約権等に関する事項

（1）当連結会計年度の末日において当社役員及び従業員が保有しているストックオプションとしての新株予約権の状況

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数（注1）	発行価額（新株予約権1個当たり）	行使価額（注2）	行使期間
第1回新株予約権（注3）	2015/7/22	520	普通株式 52,000株	1,100円	500円	2018年3月31日～2025年3月31日
第2回新株予約権（注3）	2015/7/22	1,359	普通株式 135,900株	無償	500円	2018年3月31日～2025年3月31日
第3回新株予約権（注3）	2016/8/31	1,158	普通株式 115,800株	1,010円	500円	2019年3月31日～2026年3月31日
第4回新株予約権（注3）	2016/7/29	1,155	普通株式 115,500株	無償	500円	2019年3月31日～2026年3月31日
第5回新株予約権（注3）	2017/6/29	3,643	普通株式 364,300株	1,500円	750円	2020年3月31日～2027年3月31日
第6回新株予約権（注3）	2017/6/29	2,557	普通株式 255,700株	無償	750円	2020年3月31日～2027年3月31日
第7回新株予約権（注3）	2017/8/31	50	普通株式 5,000株	無償	750円	2020年3月31日～2027年3月31日
第8回新株予約権（注3）	2018/8/31	2,590	普通株式 259,000株	10,000円	2,274円	2020年7月1日～2028年3月31日
第9回新株予約権（注3）	2018/8/31	820	普通株式 82,000株	無償	2,274円	2020年8月11日～2028年3月31日
第10回新株予約権（注3）	2019/8/30	830	普通株式 83,000株	無償	1,984円	2021年8月9日～2029年3月31日

注1.2017年10月13日付で行われた1：100の株式分割によって、割当株式数が調整されたため、発行時点での割当株式数から変更が生じているものです（第1回新株予約権から第7回新株予約権についての注記）。

2.2017年10月13日付で行われた1：100の株式分割によって、行使価額が調整されたため、発行時点での行使価額から変更が生じているものです（第1回新株予約権から第7回新株予約権についての注記）。

3.新株予約権の行使条件は概ね以下のとおりとなります。

Ⅰ．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は上記（１）に記載のとおりであり、また、新株予約権１個当たり当社普通株式100株とする。

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

Ⅱ．行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額÷分割・併合の比率

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

Ⅲ．新株予約権の行使条件

(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(２)新株予約権者は、割当日から２年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

①１株当たりの金額が行使価額を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

②１株当たりの金額が行使価額を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

③新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、１年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が行使価額を下回ったとき。

④新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

Ⅳ．新株予約権の譲渡制限等

①新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

②新株予約権の質入等の処分は認めない。

Ⅴ．合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①交付する新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
②新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）１．に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により１株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
③新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による１円未満の端数は切り上げる。
組織再編行為後出資金額＝組織再編行為前出資金額×１/割当比率
④新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は上記に定めるところと同様とする。
⑥新株予約権の行使条件
新株予約権の行使条件は上記の定めに準じて定める。
⑦新株予約権の取得事由及び条件
・当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、(ⅰ)会社都合による退職をした場合、(ⅱ)定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、(ⅲ)当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、(ⅳ)新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、(ⅴ)新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は(ⅵ)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
・当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、(ⅰ)懲戒解雇された場合、(ⅱ)取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は(ⅲ)自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
・上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
⑧新株予約権の譲渡制限等
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。
⑨その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（２）上記のうち当社取締役及び監査役の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

	社内取締役	
回次	個数	保有者数
第１回新株予約権	352	1
第２回新株予約権	48	1
第３回新株予約権	400	1
第４回新株予約権	0	0
第５回新株予約権	1,500	1
第６回新株予約権	0	0
第７回新株予約権	50	1
第８回新株予約権	1,850	2
第９回新株予約権	0	0
第10回新株予約権	0	0

注.当社は、社外取締役及び監査役に上記新株予約権を付与していません。

（３）上記のうち当社従業員の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

	従業員	
回次	個数	保有者数
第１回新株予約権	168	4
第２回新株予約権	1,311	50
第３回新株予約権	758	10
第４回新株予約権	1,155	64
第５回新株予約権	2,143	14
第６回新株予約権	2,557	92
第７回新株予約権	0	0
第８回新株予約権	740	6
第９回新株予約権	820	40
第10回新株予約権	830	46

（４）当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に交付した新株予約権は、上記（１）に記載の第10回新株予約権になります。
付与対象者は当社役員０名、従業員48名であり、交付個数は役員０個、従業員860個であります。

（５）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの基本方針
当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（2016年４月27日付け決議、その後2020年３月25日付けで一部改定に係る決議）の内容の概要は以下の通りです。

１）当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a. 当社は、当社グループとしてコンプライアンス・ファーストをスローガンに掲げ、法令遵守及び倫理的行動が、経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、当社グループの全役職員に周知・徹底する。
b. 当社は、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンス遵守の実効性の評価や活動計画の決定及び点検を行う。また、コンプライアンス所管部署を定め当社グループのコンプライアンス上の課題・問題の把握に努める。
c. 当社は、内部監査基本規程を定め内部監査部署を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築及び実施状況について監査を行う。
d. 当社は、当社グループにおける法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に、報告することを可能とするために、内部通報制度を構築する。

２）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a. 当社は、文書保存管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下「文書等」といいます。）に記載又は記録して保存し、管理する。
b. 文書等は、取締役、監査役及びそれらに指名された従業員が常時閲覧できる。

３）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、リスク管理基本方針を定めリスク管理担当役員を委員長とするＥＲＭ委員会が当社グループのリスク管理体制の実効性の評価や活動計画の決定及び点検を行う。また、リスク管理所管部署を定め個別リスク管理所管部署と連携し対象リスクのモニタリングによりリスクの把握・評価及び必要な対策を行い、当社グループ全体の統合的なリスク管理を行う。
b. 当社は、危機リスクが顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該リスクに対処する。

４）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 当社は、取締役会の決議により当社グループの中期経営計画を定め、注力すべき経営目標を明確にし、当該経営目標を当社グループの経営計画に適切に反映し、当社取締役会は適時適切にその達成状況をフォローする。
b. 当社は、取締役の管掌体制を定め、取締役間の職務分担を明確にするとともに、業務執行の責任体制を明確にする。
c. 当社グループは、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備する。
d. 当社は、執行役員制度を導入することにより、取締役会による意思決定に基づき適切且つ迅速な業務執行を可能とすることにより、業務執行機能の効率性を確保する。

５）当社グループの取締役の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制
a. 当社は、関係会社管理規程を定め、当社グループの取締役等の職務執行の報告及びその業務の適正を確保するため、関係会社の管理所管部署を定め、定期的に事業の進捗状況及び経営課題やその対応策についてモニタリングし適時に取締役会に報告する。

b. 当社は、グループ子会社に内部統制推進責任者を設置し、当該者を中心にグループ子会社の内部統制システムの構築・運用・評価を実施する。
c. 当社のコンプライアンス所管部署はグループ子会社のコンプライアンス上の課題・問題の把握・改善策の審議・検討を行う。
d. 当社の内部監査所管部署は、グループ子会社の監査を行い取締役会に報告する。

６）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役の意見を尊重する。

７）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査業務に必要な命令を受けた監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務の遂行に関して取締役からの指揮命令を受けない。

８）当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
a. 当社は、当社の監査役が当社グループの重要な会議体への参加を可能とする体制を定め、これらの会議体への参加を通じ報告・情報を提供する。
b. 当社グループの取締役及び使用人は、下記に掲げる事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告する。
ⅰ．会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
ⅱ．経営に関する重要な事項
ⅲ．内部監査に関連する重要な事項
ⅳ．重大な法令・定款違反
ⅴ．その他取締役が重要と判断する事項
c. 取締役及び使用人は、監査役より前項第ⅰ号乃至第ⅴ号の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒むことはできない。
d. 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための体制を整備する。
e. 取締役及び使用人は、各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した内部通報制度の通報状況及びその内容、その他事項について報告、情報提供を行う。

９）前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、前条の報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けることを禁止するとともに、不利な取り扱いを受けるようなことがないよう規程を整備し、全役職員に周知徹底する。

10）監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとし、当該費用が適時適切に処理されるよう経理体制を整備する。

11）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 当社は、代表取締役をして監査役と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役、内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図る。
b. 当社は、監査役から前項の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要
当社グループは、上記決議内容に基づく内部統制システムの基本方針に基づき、その整備と適切な運用に努めています。当期において実施した運用状況のうち主なものは以下のとおりです。

１） コンプライアンスに関する取り組み
a. コンプライアンス委員会で決議したコンプライアンスプログラムに基づき、当社グループの役職員及びFC店舗役職員に対しコンプライアンスに関する教育を重層的に行いコンプライアンスの浸透を図りました。
b. コンプライアンス所管部署は、当社グループ及びFC店舗から収集したコンプライアンス関連事案に対応するとともに、その分析や対応策をコンプライアンス委員会で審議・検討しました。
c. 代表取締役直轄の内部監査所管部署は、年度内部監査計画に基づき当社グループ各部署の内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しました。

２） リスクマネージメントに関する取り組み
a. 取締役会の決議によりリスク管理基本方針を定めリスク管理規程とともにリスク管理体制の整備・構築を推進しました。
b. 報告すべきリスクを明確にし、リスクカテゴリー毎にリスクモニタリングを定期的に行い重要度に応じて報告する体制を構築しました。
c. 新商品等の導入に伴う新規リスクマネージメントについて、リスク管理所管部署を中心とした評価導入のプロセスを構築しました。

３） 子会社管理に関する取り組み
a. 子会社設立による新規事業への参入が本格化してきたことに伴い、関係会社管理規程の見直しを行い当社グループ子会社の管理体制、業績モニタリングについて構築・整備を行いました。
b. 各グループ子会社毎に、当社の関係会社管理部署が業績モニタリングや課題解決の助言等を行うグループ業績連絡会を定期的に運営しました。

４） 監査役監査に関する取り組み
a. 監査役は取締役会に出席し、経営意思決定プロセスや内部統制システムの整備・運用状況等を監査し意見を表明しています。
b. 常勤監査役は、執行役員会、コンプライアンス委員会、ERM委員会等の重要会議に出席するとともに、主要な使用人への定期的なヒアリングに加え、直営店舗やFC店舗への実査を行いました。
c. これらの監査活動を通じて得た所見に基づき、監査役会で意見交換を行い代表取締役との意見交換会で必要に応じ提言を行いました。
d. さらに監査役は会計監査人及び内部監査所管部署長と各監査の共有を行うとともに情報・意見の交換を行いました。

以 上

連結計算書類

連結持分変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	合計	
2019年４月１日残高	3,471	9,908	△1,469	11,942	23,853	23,853
当期利益	－	－	－	4,972	4,972	4,972
当期包括利益合計	－	－	－	4,972	4,972	4,972
自己株式の取得	－	△1	△800	－	△801	△801
自己株式の処分	－	△430	583	－	153	153
配当金	－	－	－	△1,656	△1,656	△1,656
新株予約権	－	113	－	－	113	113
所有者との取引額合計	－	△318	△216	△1,656	△2,191	△2,191
2020年３月31日残高	3,471	9,590	△1,685	15,257	26,634	26,634

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
主要な連結子会社の名称	アルヒマーケティング株式会社、アルヒRPAソリューションズ株式会社、アルヒキャリア株式会社、アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社

当連結会計年度において、アルヒキャリア株式会社、アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

3．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4．会計方針に関する事項

⑴　金融資産の評価基準及び評価方法

(a)　認識

金融資産は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産は当初認識時において公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」という。）を除き、金融資産の取得に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算しております。FVTPLの金融資産の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

(b)　分類及び測定

金融資産は、管理している事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローの特性により、ⅰ）償却原価で測定される金融資産、ⅱ）その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下「FVTOCIの金融資産」という。）、ⅲ）FVTPLの金融資産に分類しております。

ⅰ）償却原価で測定される金融資産

その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみで構成され、かつ当社グループが契約上のキャッシュ・フローを回収する目的のみで保有する負債性金融資産については、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当初認識後、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

ⅱ）FVTOCIの金融資産

その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみで構成され、かつ当社グループが契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有する負債性金融資産については、FVTOCIの金融資産に分類しております。当連結会計年度において該当ありません。

ⅲ）FVTPLの金融資産

償却原価で測定される金融資産及びFVTOCIの金融資産に分類されない全ての金融資産はFVTPLの金融資産に分類しております。当初認識後、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。当初認識時の取引費用は発生時に純損益として認識しております。また、金融資産からの利息及び配当金については、純損益として認識しております。

(c)　認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に全て移転した場合に、当該金融

資産の認識を中止しております。

(d) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しております。当社グループは、各報告日において、信用リスクの変化を勘案し、変化した場合には金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。ただし、売上債権等については常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。当該測定に係る金額は損益で認識し、減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を損益として戻し入れております。なお、連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

(2) リース（借手）

当社グループは、契約の開始時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

当社グループは、リースの開始日に、使用権資産とリース負債を認識しております。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産または原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定しております。

当初認識後、使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却しております。

リース負債は、実効金利法による償却原価で測定しております。リースの計算利子率が容易に算定できない場合は、当社グループの追加借入利子率を用いており、一般的に、当社グループは追加借入利子率を割引率として使用しております。

当社グループは、連結財政状態計算書において、投資不動産の定義を満たさない使用権資産を「有形固定資産」及び「無形資産」に含めて表示しております。

なお、当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(3) 有形固定資産

(a) 認識及び測定

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接付随する費用及び資産除去債務の当初見積額が含まれます。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

(b) 減価償却費

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

有形固定資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	減価償却方法
建物附属設備	10年	定額法
工具器具及び備品	５～８年	定額法
使用権資産	２～６年	定額法

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

⑷ のれん及び無形資産

(a) 認識及び測定

子会社の取得の企業結合により生じたのれんは連結財政状態計算書上、のれんに計上しております。当社グループは、移転された対価と取得日時点で測定した被取得企業の非支配持分の金額の合計から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額としてのれんを測定しております。

無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。また、耐用年数を確定できないものについては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

(b) その他の無形資産（個別に取得した無形資産）

当社グループが取得したその他の無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得価額から償却累計額を控除して測定しております。

(c) 償却

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

無形資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	償却方法
ソフトウエア	５年	定額法
使用権資産（注１）	５年	定額法
サービシング業務受託権	17年	（注２）
回収サービス資産	28年	（注２）

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

（注１）使用権資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、ソフトウエアの一部について、セール・アンド・リースバック取引により、使用権資産に振替計上し、これについては、従来からの償却方法を継続適用しております。

（注２）サービシング業務受託権及び回収サービス資産については回収予定期間における回収見込額に応じて償却しております。

⑸ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、毎期末日に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できないまたはまだ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。

減損損失は、資産または資金生成単位内の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずはその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分してお

ります。

⑹　重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積可能である法的債務または推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を使用し、現在価値に割り引いております。

⑺　従業員給付

当社グループでは、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的または推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

⑻　収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第９号に基づく金融収益を除き、IFRS第15号による以下の５ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する
ステップ2：契約における履行義務を識別する
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

(a)サービシング・フィー売上

当社グループの住宅ローン事業では、債権管理回収に係るサービシング・フィー等は、サービシング業務提供時点において履行義務が充足されると判断しており、当該サービシング業務提供時点で収益を認識しております。

IFRS第９号に基づき認識される収益は以下のとおりです。

(b)オリジネーション・フィー売上

当社グループの住宅ローン事業では、住宅ローン商品の融資実行に係る事務手数料等を貸付実行日、即ち、当該ローンの当初認識時に認識しております。

(c)貸付債権流動化関連収益

金融資産の消滅に伴って、もはや認識しない部分に配分された帳簿価額とその対価との差額を、譲渡時に貸付債権流動化関連収益として認識しております。

(d)受取利息

受取利息は時間の経過によって実効金利法で認識しております。

(e)受取配当金

受取配当金は配当金を受ける権利が確定した時点で認識しております。

⑼　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5．会計方針の変更に関する事項

当社グループは、当連結会計年度より強制適用となった基準書及び解釈指針を適用しております。その概要は次のとおりであります。

基準書	概要
IFRS第16号　リース	リースに関する会計処理の改訂
IFRIC第23号　法人所得税の処理に関する不確実性	法人所得税の処理に不確実性が存在する場合の会計処理に関する規定

IFRS第16号「リース」

当社グループは当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」（2016年１月公表、以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。この新しい基準書は従来のIAS第17号「リース」（以下「IAS第17号」という。）及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」を置き換えたものです。当連結会計年度より適用している当社グループの会計方針は、「４．会計方針に関する事項(2) リース（借手）」に記載しております。

(a)リースの定義

当社グループは、2019年４月１日よりリースの定義を、従来のIFRIC第4号によるリースの定義から変更しております。なお、これらのリースの定義に関して、取引がリースであるか否かに関する従前の判定を引き継ぐ実務上の便法を適用しております。

(b)借手としてのリース

当社グループは、2019年４月１日より借手としてのリースの会計処理を、従来のIAS第17号による借手としてのリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類する方法から変更しております。なお、これらの借手としてのリースの会計処理に関して、適用開始による累積的影響を2019年４月１日の利益剰余金において認識する修正遡及アプローチを適用しております。

当社グループは、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類したリースについて、IFRS第16号に従って遡及適用する際に、以下の実務上の便法を適用しております。

・借手は、特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用することができる。
・借手は、減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠することができる。
・借手は、当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外することができる。
・借手は、契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合にリース期間を算定する際などに、事後的判断を使用することができる。

(c)会計方針の変更による影響

当社グループは、移行前に比べ、当第1四半期連結会計期間の期首の資産合計及び負債合計で481百万円それぞれ増加しております。当期首における利益剰余金期首残高への累積的影響額はありません。

当社グループの当期首の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均は0.28%であります。

（単位：百万円）

2019年3月31日現在のオペレーティング・リースに係る最低支払リース料総額	482
2019年4月1日現在の追加借入利子率を用いて割り引いた金額	481
2019年3月31日に認識したファイナンス・リース負債	1,119
2019年4月1日に認識したリース負債	1,600

上記のほか、上記の基準等の適用が当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

Ⅱ　連結財政状態計算書に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

その他の金融資産	418百万円

⑵　担保に係る債務

預り金	500百万円

2．資産から直接控除した貸倒引当金

営業貸付金	308百万円

3．有形固定資産の減価償却累計額　617百万円

4．コミットメントライン契約

コミットメントライン契約の総額	28,700百万円
借入実行残高	24,500百万円
借入未実行残高	4,200百万円

5．極度借入契約

当座借越極度額	21,500百万円
借入実行残高	9,000百万円
借入未実行残高	12,500百万円

Ⅲ　連結損益計算書に関する注記

その他の費用の内訳

支払利息	452百万円
その他	1百万円
計	454百万円

Ⅳ　連結持分変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
　普通株式　36,080,600株

2．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年６月25日定時株主総会	普通株式	777	22	2019年３月31日	2019年６月26日
2019年11月７日取締役会	普通株式	879	25	2019年９月30日	2019年12月６日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結計算年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年６月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	915	26	2020年３月31日	2020年６月26日

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数
　普通株式　717,200株

Ⅴ　金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは長期的かつ安定的な収益確保の観点から、金融リスク管理の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を構築・運営しております。当社グループは信用リスク、流動性リスク、市場リスク等のリスクにさらされております。

当社グループはこれらのリスクに対処するため、リスク管理担当役員及びリスク管理部門を設置・運用しており、明文化されたリスク管理規程等の定めに基づき、各種リスク管理手続を実施しております。特に、リスク管理の必要性が高い項目については、リスクマネジメント委員会を適宜開催し、組織的なリスクの検証、対応策の検討を行った上で、取締役会にて承認を得る手続を実施しております。

⑴　信用リスク

(a) 信用リスクの概要

当社グループの信用リスクとは、「融資先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスク」と定義しております。

信用リスクの主な管理対象は、当社グループの住宅ローン事業の融資業務により生じる住宅ローン債権であります。住宅ローン事業の主力商品である「フラット３５」については、融資実行と同時に住宅金融支援機構へと債権が譲渡されるため、通常信用リスクは発生いたしません。その他の住宅ローン債権についても、原則として流動化・証券化の手法を用いて信用リスクの分離・軽減が施されており、一部の商品については、住宅金融支援機構による債務保証を受けることで信用補完を行っております。これらの住宅ローン債権は主に低金利かつ担保を付した比較的安全な債権であり、さらに融資対象者を全国の個人顧客とすることでリスク分散が図られております。

(b) 信用リスクに対する最大エクスポージャーの程度

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは連結財政状態計算書に表示される金融資産の帳簿価額であります。

(c) 担保とその他信用補完を評価・管理する政策と手続

当社グループの保有する担保は、主力商品である住宅ローンの物的担保となる抵当権であり、当該抵当権の対象不動産の評価は社内及び証券化契約において設定した審査基準に基づいて行っております。担保提供者は主に住宅ローン債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」という。）であり、当該債務者等の属性についても上記審査基準を用いて適切な対象者であることを審査しております。当該抵当権は、一部の債権を除き、原則として第一順位の抵当権が設定されているため、債務者が債務不履行を起こした場合、目的物から優先的に弁済を受け取ることができます。

(d) 信用リスクの集中

1) 国家別信用リスクの集中

当社グループの営業活動が日本国内でのみ行われているため、信用リスクを有している金融資産の国家別信用リスクは、全額日本に対する信用リスクであります。

2) 格付け等級別の信用リスクの集中

当社グループは顧客に対して内部規定に従って信用度及び住宅の担保価値を評価して取引しており、各顧客に対する内部的な格付けを付与しないため、格付け等級別の記載は省略しております。

(e) 信用健全性

当社グループは、住宅を担保として取引をすることによって信用管理をしております。また、格付け評価を通じた信用リスク管理は実施しておりませんが、延滞日数に応じて信用リスクを評価しております。

⑵ 流動性リスク

当社グループは流動性リスク管理の主管部署として財務部を設置し、財務部は当社グループの主力商品である住宅ローン及び当該住宅ローンの前提となるつなぎ融資に必要な融資実行資金を確保するため、金融機関からの銀行借入枠の設定や資金調達を目的とした流動化・証券化のスキームの組成を行っております。財務部は予測したキャッシュ・フローと実際のキャッシュ・フローを観察し、適切な時期に銀行借入及び債権流動化を行うことで流動性リスクを管理しております。

流動性リスクの概要

1) 流動性リスクの定義

当社グループの流動性リスクとは、「当社グループの財務内容の悪化等により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しております。

2) 流動性リスクの発生要因

当社グループの住宅ローン事業では、住宅ローンの融資実行が日々行われるため、日々資金需要が生じる一方、融資実行によって生じた貸付債権を住宅金融支援機構に譲渡した際の譲渡代金の入金日が毎月一定日に定められているため、資金需要日と入金日の相違が流動性リスクの発生要因となります。

3) 日次ベースでの流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、財務部において必要な資金データの収集を行い、３営業日先までの資金需要を予測し、手元流動性の減少が予想される場合には、取引先から借入等を行うことで手元流動性を維持しております。

4) 中長期での流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、中長期事業計画を定期的に検討することで、将来の流動性リスクの分析を行うとともに、定期的にリスクマネジメント委員会を開催しております。

5) 取引金融機関との契約

当社グループは、流動性リスクの軽減を目的として、金融機関との間でコミットメントライン契約、タームローン契約、当座貸越契約並びに債権流動化契約等の流動性を補完するための契約を締結しておりますが、それらの契約には、財務制限条項が付されております。

⑶ 市場リスク

当社グループの市場リスクとは、「金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク」と定義しております。

当社グループの市場リスクの主な管理対象は貸付債権及び劣後受益権でありますが、これらの金融資産のほとんどは流動化・証券化された長期固定金利の住宅ローン債権及びそれに裏付けられた劣後受益権であります。この場合、貸付先である顧客から回収する利息と資金調達先に当たる投資家へ支払う配当は共に固定金利であり、金利のミスマッチによる市場リスクは限定されております。一方で、当社グループが保有する流動化・証券化されていない一部の住宅ローン債権については、市場金利の急激な変動により金融機関からの調達金利が大きく上昇した場合には、損失を被る可能性があります。

2．金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額及び公正価値は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
売上債権	671	671
営業貸付金	66,098	66,475
預け金	149	165
未収入金	159	159
その他の金融資産	20,318	20,465
合計	87,396	87,938
金融負債		
預り金	10,378	10,378
リース負債	1,198	1,196
借入債務	59,166	59,047
その他の金融負債	31,167	31,167
合計	101,911	101,789

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（売上債権、未収入金、預り金及びその他の金融負債）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（営業貸付金）

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

（預け金）

将来の返還期限を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

（その他の金融資産）

満期または決済までの期間が短期のものは、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。満期または決済までの期間が長期のものは、将来の返還期限を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法、若しくはファンドごと及び一定の期間ごとに区分し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法等により、公正価値を見積っております。

（リース負債及び借入債務）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入等において想定される利率で割り引いて公正価値を見積っております。なお、短期間で決済されるリース負債及び借入債務については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

Ⅵ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社の所有者に帰属する持分	：	756円79銭
基本的１株当たり当期利益	：	141円45銭

Ⅶ　その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

株主資本等変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								株式新予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2019年４月１日残高	6,000	1,510	5,827	7,337	4,969	4,969	△1,469	16,837	239	17,077
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,656	△1,656	-	△1,656	-	△1,656
当期純利益	-	-	-	-	3,944	3,944	-	3,944	-	3,944
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△800	△800	-	△800
自己株式の処分	-	-	△410	△410	-	-	583	173	△20	153
株主資本以外の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	112	112
事業年度中の変動額合計	-	-	△410	△410	2,287	2,287	△216	1,660	92	1,752
2020年３月31日残高	6,000	1,510	5,416	6,927	7,257	7,257	△1,685	18,498	332	18,830

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式：移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　10年

器具備品　　５～８年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間20年の定額法によっております。

また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっており、サービシング業務受託権については、見積耐用年数にわたって級数法によっております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を個別に設定する定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

４．収益の計上基準

住宅金融支援機構の住宅ローン商品の取次ぎに係る手数料等については貸付実行日、即ち、役務の提供完了日に認識しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

Ⅱ　会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ　表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ　貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

差入保証金	417百万円

⑵　担保に係る債務

預り金	500百万円

２．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	235百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	42百万円
短期金銭債務	23百万円
長期金銭債務	11百万円

４．コミットメントライン契約

コミットメントライン契約の総額	28,700百万円
借入実行残高	24,500百万円
借入未実行残高	4,200百万円

５．極度借入契約

当座借越極度額	21,500百万円
借入実行残高	9,000百万円
借入未実行残高	12,500百万円

Ⅴ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	7百万円
販売費及び一般管理費	430百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	0百万円
受取賃貸料	15百万円
その他	1百万円

Ⅵ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式　886,891株

Ⅶ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	91百万円
未払費用	24百万円
未払賞与	38百万円
貸倒引当金	256百万円
未収収益否認額	379百万円
減損損失	12百万円
資産除去債務	14百万円
その他	23百万円
繰延税金資産小計	841百万円
評価性引当額	－
繰延税金資産合計	841百万円
繰延税金資産の純額	841百万円

Ⅷ　関連当事者との取引に関する注記

1．関係会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	アルヒマーケティング株式会社	所有直接100.0%	役員の兼任	賃貸借取引（注）	11	未収入金	0

（注）取引金額につきましては、市場価格等を勘案し、当社が算定した価格を交渉の上で決定しております。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	浜田　宏	被所有直接2.3%	代表取締役会長兼社長ＣＥＯ兼COO	新株予約権（ストック・オプション）の権利行使（注2）	50	－	－
役員	細野恭史	被所有直接0.4%	常務取締役（注1）	新株予約権（ストック・オプション）の権利行使（注2）	55	－	－

（注）1．2019年６月25日付で常務取締役を退任しており、上記は在任期間中の取引を記載しております。

2．第１回、第２回、第３回新株予約権（ストック・オプション）の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

Ⅸ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　：　　525円62銭

１株当たり当期純利益　　：　　112円20銭

Ⅹ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。